

古代の卯杖

奈良県立万葉文化館 主任研究員 中本和

はじめに

■卯杖とは

卯杖とは、正月上卯（初卯）に献上される杖のこと。そこから転じて、正月上卯に大学寮・大舎人寮や六衛府などが杖を天皇などに献上する儀式のことをいう。邪氣（悪鬼）を祓うために行われた。中国古代の風習に起源を持つと考えられる。「卯杖」の他、「卯日杖」「御杖」「剛卯杖」などとも表記される。

上卯‥その月の最初の卯の日（ひと月に最大三回の卯の日がある）

子・丑・寅・卯・辰・巳・午・未・申・酉・戌・亥

一 飛鳥時代後期から恒例化まで

（二）史料上の初見

史料『日本書紀』持統三年（六八九）正月乙卯（二日）条
大学寮、杖八十枚を献ず。

先行研究において、卯杖の初見とされる史料。

天武・持統朝は、律令官制の整備が進んだ時期であるとともに、宮廷儀式が整備される時期にもあたる。大学寮は官人の養成機関であり、飛鳥時代後期に設立されたと考えられ（天智天皇十年（六七一）に、「学識頭」がみえる）、大宝令の制定により制度的に確立した。

八十の意味

実数

『延喜式』の規定 四の倍数 何本かの束を六十束となり増加していく

卯杖を使用する対象（人数）が増加していく

正倉院宝物の天平宝字二年銘の杖は二本組

多数

八は多数を示す 例‥八百万の神

呪術的な意味

持統三年以降、仁寿二年（八五二）まで、国史に卯杖の記載がない【表】。

(二) 奈良時代

奈良時代の例

正倉院宝物に椿杖が二点（南倉六五一甲乙）あり、三十足机（中倉二〇一・二〇三）と机を覆う黄膾纈羅張（南倉一四六一五）・黄地花文膾纈羅第三号一一（南倉一八〇）が一まとまりと考えられている。

史料 正倉院宝物「三十足机（卯日御杖机）」（中倉二〇一・二〇三）墨書銘

卯日御机 天平宝字二年正月

史料 正倉院宝物「黄地花文膾纈羅第三号一一（卯日御杖机覆残欠）」（南倉一八〇）墨書銘

卯日御杖机覆 天平

天平宝字二年（七五八）正月の上卯は己卯（六日）にあたり、孝謙天皇に献上されたものと考えられる。二本の椿杖は卯杖

長さ約一五九cmで『延喜式』の規定（五尺三寸）とほぼ同じ。

「椿杖」は、椿の皮の模様を利用して金泥と銀泥、褐色・黄・緑で彩色。

当時の政権担当者である藤原仲麻呂の唐風化政策の一環として意識されたか。

(三) 平安時代初期

史料『内裏式』上卯日献御杖式

天皇、紫宸殿に御す。即ち春宮坊大夫以下、御杖机を挙げ、皇太子相扶け日華門より入る。南階より昇り簀子敷の上に樹て退出す（若し皇太子、参入せざるの時、坊官をして之を献ぜしむ。坊官足らざれば、近衛次将を加え、雨湿は内侍に付して之を献ず）。内侍転取し奏覽す。訖りて坊官、内侍司に就き机を賜ふ。大舎人寮・左右兵衛府、杖を捧ぎ、建礼門外に候ふ。近仗、中儀に服す。一列、階下に陣す（儀は雷鳴に同じ）。両近衛將曹、各一人、近衛を率い（左近衛五人、右近衛五人）、承明門を開く（相対して之を開く）。先ず共に北面し、門内の壇下に立ち、共に弓を置き、階を登り之を開く（將曹、尚立つ）。（下略）。

『内裏式』（弘仁十二年（八二二）撰進）に記載があり、平安時代初期には儀式次第が整備されている。

『延暦儀式帳』（延暦二十三年（八〇四）に撰進。『皇太神宮儀式帳』と『止由氣宮儀式帳』の総称）

史料『皇太神宮儀式帳』正月例

先の卯日を以て、禰宜・内人・物忌等率いて、御杖を造り、太神宮並びに荒祭宮に供奉す。

史料『止由氣宮儀式帳』正月例

先の卯日を以て、御杖を造る。神宮ならびに高宮に進め奉る（太神宮八枚。高宮四枚）。

『延暦儀式帳』にも伊勢神宮の年中行事として挙げられ、延暦年間には伊勢神宮でも恒例となつていた。

史料『日本文德天皇実錄』仁寿二年（八五二）正月己卯（十二日）条

諸衛府、**穀**杖を獻ず。精魅を逐^おうなり。

持続三年以来の国史における記事

穀・正月卯の日に身に佩びて邪氣を祓うもの。金、玉、桃の木などを用いて作る。

あるいは、本条の「穀」は「卯」の誤字か。「卯杖」の語の初見。

この後、清和天皇の時代（天安・貞觀）から恒例行事として行われたことが確認できる【表】。

（四）六国史における年中行事の編纂方針

六国史には、各々の編纂方針がある。

『日本三代実録』は、年中行事の実施を毎年記録しない。

『日本三代実録』は、毎年記録する【表】。

→『続日本紀』に記載がないからといって、卯杖が奈良時代に実施されなかつたわけではない。

天平宝字二年の例（『続日本紀』には記載がないが、実施されている）。

養老雜令 40 諸節日条は、正月一日、七日、十六日、三月三日、五月五日、七月七日、十一月大嘗

日を節日と規定。原則として、毎年節日に儀式を行つてゐるが、『続日本紀』はあまり記載しない。

後世には、卯杖の儀が元日・七日節会の日と重なれば、他の諸司の奏上とともに献上すること

があり、その場合は杖の記載がない場合もある。六国史の時代でも同様の可能性がある。

『内裏式』『延暦儀式帳』の記載から、延暦年間には伊勢神宮で恒例となつていた。

→延暦年間以前に宮中でも恒例の年中行事化していた。これが伊勢神宮でも行われるようになつたか。

二 卯杖の源流と日本への伝来

（一）卯杖の源流

古代中国

史料『漢書』九十九 王莽 服虔註

始建國元年正月朔。（中略）。今百姓咸言す、皇天、漢を革めて新を立て、劉を廢して王を興す。夫れ劉の字をなすは卯・金・刀なり。正月剛卯、金刀の利、皆行うことを得ず。

服虔曰く、剛卯は正月卯日を以て作りこれを佩す。長三寸、広一寸四方。或いは玉を用い、或いは金を用い、或いは桃を用ふ。革帶を著し、これを佩す。今、玉在者あり。其一面に銘し、正月剛卯と曰ふ。金刀莽、鏽るところの錢なり。（下略）。

前漢を滅ぼし、新を興した王莽が漢王朝の皇統である劉氏を忌避した。

「劉」の字

「卯」「金」「刀」の三字からなるので、「剛卯」を用いることを禁じた。

「剛」の字

陰陽相生相剋論

数字を五剛五柔に分け、甲・丙・戊・庚・壬を剛とし、乙・丁・己・辛・癸を柔とした。

剛の日は陽に属し、盛んで強大な様を示す。

「剛」と「卯」が結びついて「剛卯」となる。

漢王朝の劉氏に剛氣を補うという発想。

劉氏を祝福し、その生命力を強める剛卯の行事を危険視した。

卯杖の儀式の前身的な行事

↓漢の時代には「剛卯」が存在した。漢代に桃の枝で作った剛卯杖を使用。

桃は鬼が嫌うとされた（桃酒や桃太郎など）。

長さ三寸（約9cm）×一寸四方（約3×3cm）

玉や金をつける。五色の糸を通すものもあり。

後漢では、剛卯の行事が再開されるが、唐では衰えていた。

(二) 伝来

暦の導入

年中行事を毎年確実に行うためには暦の導入・普及が重要

暦の導入以前も年中行事が行われなかつたわけではない。農事や気象から判断。

農耕作業が行われる所には年中行事が存在しうる。

欽明十四年（五五三）六月、百濟からの暦博士の派遣（ただし、暦を一般に公布していない）。

推古十年（六〇二）十月、百濟僧觀勒による暦本の将来。

推古十二年正月、暦の使用を開始。

↓推古朝の段階で暦を使用していた可能性が高い。

持統三年（六八九）六月、飛鳥淨御原令の諸司への頒布。

持統四年十一月甲申（十一日）条「勅を奉るに、始めて元嘉暦と儀鳳暦とを行ふ」

持統四年以前にも元嘉暦が使用されていたが、範囲が限定的。

持統五年以降の日食記事が暦の計算によるものに変わる（以前は実際に観測されたもの）
国家の制定・運用する暦が普及していく。

年中行事の伝来

遣隋使・遣唐使等を通じての制度・文物の輸入（年中行事もその一つ）

大化の改新前後には、中国（唐）から直接もたらされたものが多くある。

ただし、唐では剛卯の行事が衰えていた。

↓唐代以前の輸入

「卯」日の概念が必要

干支の概念の伝来から六世紀中頃の間

稻荷山古墳出土鉄剣銘「辛亥年七月中記」（辛亥年＝四七一年）

隅田八幡宮人物画像鏡「癸未年八月日」（癸未年＝四四三年か五〇三年）

(三) 持統三年以前

史料『日本書紀』天武五年（六七六）正月癸卯（四日）条

高市皇子以下、小錦以上大夫等、衣・袴・褶・腰帶・脚帶及び机・杖を賜ふ。唯、小錦の三階は机を賜わ
ず。

先行研究では、卯杖の例に挙げられていない。

正月上卯の日に見える杖の行事

杖と机の組み合わせ。

天皇から臣下に賜う（百官が賜る例との比較？）

高市皇子を対象とする意味

当時は皇太子不在（吉野の盟約は天武八年、草壁皇子の立太子が天武十年）。

高市皇子以外の天武天皇の皇子はまだ幼い（草壁皇子は十四歳）。

壬申の乱における軍事面の功績。

三 目的

邪氣（悪鬼）を祓うことが第一義

史料『日本文德天皇実録』仁寿二年（八五二）正月己卯（十二日）条

（上略）。精魅を逐うなり。

史料『漢官儀』（『明文抄』所引）正月卯日条

正月卯日、桃枝を以て剛卯杖を作る。鬼を厭うなり。常に正月卯日を以て之を作る。精魅を逐うなり。
方六分、長一寸二分、金・玉・犀・象を以て之を作る。貧者、木を以てす。正月卯日を以て作るは、大
剛卯と謂う。

『明文抄』・藤原孝範編の漢詩文集。鎌倉初期成立。漢語の故事金言集。

『漢官儀』・建安元年（一九六）に、応劭が漢の獻帝に献上した漢代の官制に関わる書。

長寿延命

史料『年中行事秘抄』正月 上卯日御杖事

広業卿の卯杖の詩に云う、漢家の靈寿物を謂い見るに、女羅の色は旧き大椿の枝なり。

女羅・猿麻様の唐名。樹皮に付着して懸垂する糸状の地衣類。糸状によく分岐し淡黄緑色。長寿の象
徴と捉えられる。

四 献上される対象

天皇 皇后 皇太子

後には百官が賜る

平安時代における貴族間の卯杖の贈答

史料『赤染衛門集』

正月に業遠がうつえしてだいばんところへ入りしに
いかなりしつえのさかりの日かけともたかことたまとみえもわかれず
かへし

わきてこそ思ひかけさす山端に我ことたまの杖もさりしか

史料『貫之集』

卯杖

卯杖つく君の姿は翁にて千年の坂を今や越えなん

卯槌の例

史料『枕草子』一四四

正月十よ日のほど（中略）。えせ者の家の荒畠といふものの土うるはしうも直からぬ桃の木のわからぢて、
いとしもとがちにさし出でたるに、（中略）。髪をかしげなる童の柏（あこめ）どもほころびがちにて袴姿え
たれど、よき桂（うちぎ）着たる三四人来て「卯槌の木のよからん、切りておろせ、御前にも召す」などい
ひて、おろしたれば、はひしらがひとりて、さし仰ぎて「我におほく」などいひたることをかしけれ。

卯杖・卯槌（後述）は貴族や後宮にも配布された
内裏だけでなく、貴族の家などでも行われた。

卯槌を宮中の女房間で贈答。卯槌はあまり見えない。

五 献上する官司

大学寮 持続三年のみ

これ以降は諸衛府が通例となる。（山中氏）

大学寮から献上する意味が分かりにくい（山中氏）
律令制度の草創期であり、大学寮が中国の学問・思想を考究する一方、当時の新しい思想として、この
時に初めて朝廷に紹介されたのではないか（菅原氏）

外来の年中行事を取り入れたので、古代の高等教育機関である大学寮が担当した（矢野氏）
卯杖に模様や文字が書いてあつたと想定され（『皇太神宮年中行事』）、それを書くために最初は筆墨と深
く関係のある大学寮が献上（劉氏）

衛府（軍事を司る官司）

史料『日本文德天皇実録』仁寿二年（八五二）正月己卯（十二日）条

諸衛府、かい、かい杖を献ず。精魅おを逐うなり。

毅か、正月卯の日に身に佩びて邪氣を祓うもの。金、玉、桃の木などを用いて作る。あるいは、本条の「毅」は「卯」の誤字か。「卯杖」の語の初見。

『公事根源』は『文德天皇実録』仁寿二年の例を諸衛府が献上する起源とする。

諸衛府が献する起源は、『内裏式』上卯日獻御杖式・『儀式』にみえることから、仁寿二年より古い。

史料『儀式』上卯日獻御杖儀

其の日早旦、所司、紫宸殿を裝飾す。近仗、中儀に服す。皇太子、内裏に参入す。坊官、舍人四人を率いい、舍人監預、容貌の端正なる者を撰定す、御杖案を挙げ之に随ふ。（下略）。

中儀に分類されている。

大舍人寮

大舍人は天皇に供奉して宿直などの雜務を担つた下級官人。大舍人寮は大舍人を管理する官司。初めて出仕する際には大舍人に任せられ、後に適職へと異動する。

皇太子

史料『類聚国史』天長七年（八三〇）正月己卯（四日）条

天皇、紫宸殿に御す。皇太子、御杖を献ず。

東宮（春宮）坊

東宮（皇太子）に仕えて、その庶務を担当した機関。

六 儀式次第

（二）形状・材質

卯杖

史料『延喜式』大舍人寮式 正月上卯日供進御杖条

凡そ正月の上卯の日、御杖供進せむと、其の日の質明ほのあかりに、頭かみ、舍人将かみいて承明門外に候せよ。舍人、門を叫こいて曰く、御杖たてまつ進らむと、大舍人寮の官姓名、門に候すと申す。訖おはりて掃部寮かもん、案を中庭に設けよ。

頭以下舍人以上、各杖を執とりて分かれて両行となす。入りて案下に至りて立つ（案を去ること三尺）。頭進みて奏して曰く、大舍人寮申す、「正月の上卯の日の御杖仕すすめへ奉りて進すすめらくを申し給はく」と申す。勅おわして曰く、之を置け。属以上、共に称唯いしょうし、次に隨いて相転つたえて案上に置く。畢さかんりて即ち退出す。其の杖、

曾波木二束、比比良木、棗、毛保許、桃、梅各六束（已上は二株を束となせ）。燒椿十六束、皮椿四束、黒木八束（已上は四株を束となせ）。中宮は比比良木、棗、毛保許、桃、梅各二束、燒椿、皮椿各五束（但し、奉る儀は兩宮式に見ゆ）。拭ふ細布四丈五尺、裏む紙五百四十張、木綿六斤、木賊十五両。十二月五日に省に申せ。

『延喜式』春宮坊式・左右兵衛府式にも卯杖の記載があり、小儀に分類される。

大きさ

長さ五尺三寸（約一六〇cm）に切る。

複数（四株）を一束に束ねる。その束を二～十六束にまとめて献上。

樹種

曾波木・比々良木・牟保許（毛保許）・棗・桃・柏・椿・木瓜

椿・春の木。椿の木を用いた土蜘蛛退治の伝説。

桃・邪氣・悪鬼を祓う。

杖の持つ意味

神が山から村に降りてくる時に用いる神聖なもの

卯杖は正月の神を迎えるために作られる

王權のシンボル

卯杖を奉るのが衛府であることから、軍事的な意味

支配する者とその指揮下に入る者の秩序の確認 杖を臣下に賜る意味

（二）卯杖と剛卯

剛卯

『漢書』

長さ三寸 幅が一寸四方

剛卯杖

「漢官儀」

『日本三代実録』の清和天皇より「剛卯杖」と記される。

卯槌

『枕草子』八十七段

長さ五寸ほど

卯杖より小さい

平安時代には卯杖と卯槌は同時期に併存
卯杖と同じように頭を紙で包んだ。

違い

卯槌の装飾は卯杖が基準となるもの

卯槌と『漢書』の剛卯とは大きさが似ている。

(三) 儀式次第

『内裏式』上卯日獻御杖式 『儀式』上卯日獻御杖儀

『延喜式』

天皇が紫宸殿に出御

皇太子と春宮坊官人が卯杖を机に乗せて参入

卯杖を簀子敷の上に立てて退出

内侍がこれを奏覽

大舎人寮が卯杖を持って参入

「正月 乃 上卯日 乃 御杖供奉 氐 進 楽久乎 申給 波久止 (卯杖の寿詞) を奏上

天皇が「置け」と言う

大舎人寮が杖を庭中の案上(机)に置く

同様に左右兵衛府も杖を献上

内藏寮の允以下が参入して卯杖の案を持って退出

内侍が、昼は昼御座、夜は夜御殿に立てる

献上の作法

『西宮記』『江家次第』

作物所が洲浜を作り、洲浜の上に岩や草木を置き、生氣の方角(吉方)の獸(北なら子(ネズミ))の形を作り、卯杖を持たせる。

洲浜・川や海の流れによって砂が丘状となつた地形のこと。その形状を模した盤の上に、岩や草木・花鳥などの時節に沿つた景物をあしらつた飾り物。酒宴などで用いる。

献上の後は、宮中の昼御座に立てて飾られる。

『儀式』には洲浜・卯槌の献上が見えない。

(四) 神社の例(中世以降も含む)

伊勢神宮

『延暦儀式帳』祢宜・内人が卯杖を献上

熱田神宮

正月十一日踏歌神事の卯杖舞

生国魂神社

正月七日卯杖祭

伊太祁曾神社

正月十五日の卯杖祭（踏歌と類似する）。

亀戸神社

初詣の参拝者に卯槌を授与

太宰府天満宮

正月七日鬼すべ 卯杖で鬼の面を打つ

（五）他の儀式との関係

年木・御薪

正月の神聖な火を炊くための木を意味する。

杖として宫廷儀式に取り入れられたか。

後世には、卯杖の儀が元日・七日節会の日と重なれば、他の諸司の奏上とともに献上することがあり、その場合は杖の記載がない場合もある。六国史の時代でも同様の可能性がある。

踏歌

王卿たちの祭具に「白杖」がみえる（『西宮記』）

卯杖（槌）・踏歌・翁のつながり

卯杖と踏歌で年占や邪氣を祓う他に、敬老・延寿の意味があった。

卯杖は神を招く依り代の役目も果たした（菅原氏）

熱田神宮、伊太祁曾神社等の踏歌神事に卯杖舞がみえる。

杖を以て土を叩く作法が踏歌において足で土を踏み叩くことと類似。

おわりに

『建武年中行事』（一二三四年著）

卯の日にあたれば、卯杖の奏あり。六府杖を奉る。作物所、生氣方の獸のすがたを作りて、卯杖をおはせ、様々のつくりもの有。台盤所に奉る。中宮春宮おなじ。春宮より宮司を使にて奉らる。藏人禄をたまふ。六府たてまつれる卯杖をとりて、ひの御座の御帳、夜おとどの御帳、四のすみにたつるなり。

南北朝時代まで続いていたが、宫廷儀式としては室町時代には廃絶している。

民衆の間に広がっていた卯杖を贈る行事は、続していく。

神社でも受け継がれていく。

卯杖は贈答し合うものとなつていく

主要参考文献

山中裕「卯杖」(『平安朝の年中行事』、塙書房、一九七二年)。

菅原嘉孝「卯杖ならびに卯槌について」(『國學院雑誌』九三一八、一九九二年)。

丸山裕美子「唐と日本の年中行事」(『日本古代の医療制度』、名著刊行会、一九九八年、初出は一九九二年)。

矢野憲一「卯杖の行事」(『杖　ものと人間の文化史』、法政大学出版会、一九九八年)。

劉曉峰「卯杖考」(『古代日本における中国年中行事の受容』、桂書房、二〇〇二年、初出は一九九七年)。

佐野真人「神宮における卯杖供進儀礼——朝廷儀礼との比較から」(『皇學館大学神道研究所紀要』三〇、二〇一四年)。

大石泰夫「古代の儀礼——卯杖・卯槌と剛卯と——」(『古代の文化圏とネットワーク(古代文学と隣接諸学 2)』、竹林舎、二〇一七年)。

【表 飛鳥時代後期～平安時代初期の正月上卯にみえる杖】

元号 (西暦)	日付 干支	献上物(杖 の表記)	献上された 者	献上した者	出典	備考
天武5 (676)	4癸卯	杖	高市皇子以 下、小錦以上 大夫等		日	高市皇子以下、小錦以上大夫等が杖などを賜う
持統3 (689)	2乙卯	杖八十枚	(麿野讚良皇 后力)	大学寮	日	麿野讚良皇后 (持統天皇) の称制期間
天平宝字 2(758)	6己卯	卯日御杖	(天皇)		正倉院 宝物	卯日御杖机 (三十足机) (中倉 202. 203) の足の 銘文「卯日御杖机 天平宝字二年正月」
天長7 (830)	4己卯	御杖	天皇	皇太子	類、紀	紫宸殿
承和3 (836)	3癸卯	御杖	天皇	皇太子	類、紀	紫宸殿
承和5	8丁卯	御杖	天皇	皇太子	続後	紫宸殿
仁寿2 (852)	12己卯	毅杖	(天皇)	諸衛府	文	逐精魅也 類は「毅」を「卯」とする
仁寿3	12癸卯	毅杖	(天皇)	諸衛府	文	類は「内侍伝旨」を「如常」とする
仁寿4	6辛卯	毅杖	(天皇)	諸衛府	文	内侍伝旨、転而奏上之
齊衡3 (856)	11乙卯	御杖 毅杖	(天皇)	東宮 諸衛府	文	如常 類は「毅」を「卯」とする
齊衡4	4癸卯	毅杖	(天皇)	諸衛府	文	内侍転而奏上之 類は「毅」を「卯」とする
天安3 (859)	10丁卯	剛卯杖	天皇	所司	三	天皇不御前殿、付内侍奏
貞觀2 (860)	4乙卯	剛卯杖	天皇	所司	三	天皇不御前殿、付内侍奏
貞觀3	4己卯	剛卯杖	天皇	所司	三	天皇不御前殿、付内侍奏
貞觀4	10己卯	剛卯杖	天皇	所司	三	天皇不御前殿、付内侍司奏
貞觀5	4丁卯	剛卯杖	(天皇)	所司	三	付内侍奏
貞觀6	4辛卯	剛卯杖	天皇	所司	三	天皇不御前殿、付内侍奏之
貞觀8	2己卯	剛卯杖	天皇	所司	三	天皇不御紫宸殿、付内侍奏
貞觀9	2癸卯	剛卯杖	天皇	所司	三	如常。天皇不御紫宸殿、付内侍奏
貞觀10	8癸卯	剛卯杖	(天皇)	所司	三	
貞觀11	9丁卯	剛卯杖	天皇	所司	三	天皇不御紫宸殿、内侍奏
貞觀12	2乙卯	剛卯杖	天皇	所司	三	天皇不御紫宸殿、付内侍奏
貞觀13	8乙卯	剛卯杖	天皇	春宮坊 所司	三	天皇不御紫宸殿、付内侍奏
貞觀14	8己卯	剛卯杖	天皇	春宮坊 所司	三	天皇不御紫宸殿、付内侍奏
貞觀15	1丁卯	剛卯杖	(天皇)	春宮坊 所司	三	付内侍奏
貞觀16	6丁卯	剛卯杖	(天皇)	春宮坊 所司	三	付内侍奏
貞觀17	7辛卯	剛卯杖	(天皇)	春宮坊 所司	三	付内侍奏
貞觀18	1己卯	剛卯杖	(天皇)	春宮坊 所司	三	付内侍奏
貞觀19	7己卯	剛卯杖	天皇	所司	三	前殿 如旧儀
元慶2 (878)	7癸卯	剛卯杖	(天皇)	所司	三	所司付内侍
元慶3	1辛卯	剛卯杖	(天皇)	所司	三	
元慶4	1乙卯	剛卯杖	(天皇)	所司	三	
元慶6	12乙卯	剛卯杖	天皇	所司	三	天皇不御紫宸殿、付内侍奏
元慶9	11丁卯	剛卯杖	天皇	所司	三	天皇不御紫宸殿、付内侍奏
仁和2 (886)	11辛卯	剛卯杖	天皇	所司	三	紫宸殿、付内侍奏 如常儀

六国史以前の実例を表とした。

出典：『日本書紀』は日、『類聚国史』は類、『日本紀略』は紀、『続日本後紀』は続後、『文徳実録』は文、『三代実録』は三と略す。